

教職員のための相談員

『教員サポーター』配置について

島根県教育委員会

学級経営がうまく
いかない…

子どもたち同士の
トラブルが多くて…

これってハラス
メントかも…

保護者への対応
をどうしたらよ
いか…



職員室での人間
関係が…

職場では相談できず、困っていること、悩んでいること…
一人でかかえこまず、お気軽にご相談ください。

○ だれに相談できるの？

教職員のための専門の相談員（教員サポーター）に相談できます。

○ どうやって相談できるの？

電話による相談またはメールによる相談ができます。

◆電話相談：月～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15

専用電話番号

市町村立小・中学校・義務教育学校教職員：090-5323-9212

県立高等学校・特別支援学校教育職員：080-9298-2747

◆メール相談：24時間送信可能（後日対応の場合あり）

メールアドレス：kyouinsupport@pref.shimane.lg.jp

○ 安心して相談できるの？

相談内容の秘密は厳守されます。匿名での相談もできます。
また、承諾いただければ、関係部署・機関より支援や助言を受ける
こともできます。